

令和7年度 建設工事に係る業務委託指名等方針

(令和7年6月1日から令和8年5月31日まで)

1. 「競争入札参加資格者格付（ランク）」について

- (1) 令和7年度の競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の格付は、令和7・8年度天草市建設工事に係る業務委託入札参加者資格審査格付基準により行う。
- (2) 市が格付をしている建設工事に係る業務委託（以下「業務委託」という。）の業種にあって、市内事業者として評価した各部門の事業者のうち、前回格付を受けていない者及び新規に格付する業種については、下位の格付等級とする。

2. 「業種規模別等級表」について

業 種	設 計 金 額 の 規 模	対 象 等 級
測量業務	800 万円以上	A
	800 万円未満	A、B
建設コンサルタント業務	800 万円以上	A
	800 万円未満	A、B
建築事務所業務	500 万円以上	A
	500 万円未満	A、B

3. 「入札方式に係る基本的な方針」について

- (1) 原則として指名競争入札とする。

4. 「指名に係る基本的な方針」について

業務委託契約に係る業務を指名競争入札に付そうとするときは、天草市公共工事請負契約に係る指名基準（平成18年天草市告示第116号）に準じて指名するものとする。詳しくは次の要領で選定を行う。

- (1) 格付をしている業務委託の指名については、格付等級（ランク）中心の指名とする。

- (2) 格付した業務部門の業務に係る免許、許認可、登録及び会社の履行実績・経験と技術者の履行経験、保有資格等の条件が付されている業務委託など特別の理由があるときは、ランクに定める額にかかわらず、別に選定することができるものとする。
- (3) 「天草市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者等の認定基準」に定める市内業者、準市内業者、市外業者の順序により優先して指名する

5. 「指名有資格者数」について

- (1) 指名する有資格者数は、概ね10者を標準とする。
- (2) 設計金額が100万円未満の小規模業務委託については5者以上とする。

6. 「格付業務委託以外の業務の指名方針」について

- (1) 地質調査業務、補償関係コンサルタント業務については、履行実績がある市内の有資格者を優先して指名するものとする。
- (2) その他の業務委託については、法令上の必要とされる営業についての免許、許認可又は登録を必要とする場合においては、当該免許、許認可又は登録を受けている有資格者を指名するものとする。